**平成２５年（フ）第１０９５号**
横浜市青葉区あざみ野１丁目９番地12　あざみ野ハウズ403
債務者　鈴木佳代子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第５９５０号**
東京都足立区梅島３丁目31―14　ＳＫビル40Ｂ号室
債務者　五十嵐　健
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６４６７号**
東京都江東区塩浜２丁目５―16　塩崎荘
債務者　小嶋　照男
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６４７６号**
東京都足立区本木北町14―25　瀬田方２Ｆ
債務者　須々田国雄
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２４号**
熊本県球磨郡相良村大字四浦東2540番地１
債務者　久保田美恵子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午前10時45分
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２５年（フ）第３２２号**
川崎市多摩区長沢２丁目５番26号
債務者　吉良　智子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２５年（フ）第６９号**
釧路市大川町７番31号
債務者　今村　直人
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２５年（フ）第７５２７号**
東京都板橋区成増５丁目19―36―208
債務者　野澤　祐輔
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７５２８号**
東京都練馬区石神井台５丁目14―16
債務者　岡村　芙美
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７５３９号**
東京都新宿区百人町１丁目22―７―301
債務者　福本　　巧
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５９号**
栃木県栃木市藤岡町都賀576番地１
債務者　坂口　美治
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２５年（フ）第３４８号**
静岡県牧之原市白井137番地１
債務者　高塚　博子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第７５３８号**
東京都葛飾区堀切４丁目55―16―411
債務者　高橋　早苗
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３４４号**
静岡県牧之原市大沢１丁目45番地　コンフォート花ノ木101、旧住所静岡県牧之原市細江724番地１
債務者　良知　義仁
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第３６１号**
静岡市清水区三保1550番地の１　清水羽衣団地２棟216号
債務者　野村　千秋
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部